

第十六回 参議院内閣委員会會議録第八号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

委員 上原 正吉君
竹下 豊次君
井上 知治君
白波瀬米吉君
松永 義雄君
松原 一彦君
野本 品吉君

理事

○委員長(小酒井義男君) これより内閣委員会を開きます。

委員

行政管理局設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず案の説明を求めます。

國務大臣

○國務大臣(塚田十一郎君) 只今議題となりました行政管理局設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府委員

政府におきましては、かねて行政運営の民主化、能率化を推進するため行政監察機能の活用を意を用いて参りましたが、行政運営を改善し国費の効率的利用を図りますことは、行政費を節減し国民負担を軽減するゆえんであります。この意味におきまして、行政の能率的運営を推進する行政監察の機能は、更に一段と強化を策すべき要があると信ずるのであります。

内閣官房副長官

このため当面の措置として、監察の実施又は監察結果の処置に関する権限等について、行政管理局設置法に所要の改正を加えることといたしました。

行政管理局次長

以下その要旨について御説明いたします。

外務大臣官房長

第一に行政監察を実施するに当り、その実効を収めるためには、各行政機関の業務の実施状況について、実際に調査してその実情を把握する必要がありますが、現行法では各行政機関に対して資料の提供及び説明を求めること

外務省参事官

第二に、各行政機関の監察に關連して行ふ公共企業体の業務及び国の委任又は補助にかゝる業務の調査について、従来は特別の規定はなく、一般関係者に対する場合と同様、資料の提出に關し協力を求めることができたものの規定によつたのであります。右の調査は、各行政機関の監察の手段として特に重要な關係を有するものでありますから、この限りに於いて当該行政機関と協力して、書面により、又は実地に調査することができるとを明らかにいたしました。

事務局長

第三に、現行法では、監察の結果については単に改善意見を述べることができるとの規定があるにとどまつていますが、行政監察の目的を達成するためには、どうしても勧告に基づく改善措置を確立して、その改善を推進して行く必要がありますので、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができるといたしました。

常任委員

第四に、監察の結果は、場合によつてはこれを特に強く行政に反映させるために、内閣総理大臣に対し關係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができるとを規定いたしました。

常任委員

第五に、監察の結果、綱紀を維持するため必要があると認めるときは速かにこれを是正の措置をとるため、これをそれ〴〵關係行政機関の長に連絡し、その判断による適宜の措置が講ぜられるように意見を述べることができるといたしました。

常任委員

第六に、第二条第十二号について、昨年七月三十一日法律第二百八十八号による公共企業体労働關係法の改正に伴う所要の改正をいたしましたほか、長官の権限を規定した第四条の各項の規定の配列を整理いたしました。

常任委員

以上が行政管理局設置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議のうえ速かに御可決あらんことをお願いいたします。

常任委員

○委員長(小酒井義男君) 続いて本法に關する補足説明を頂きますか。

次に第四第六項の規定は只今申上げました条文配列の都合で従来の第三項をここに移したものでございます。

第四第六項の規定を設けましたのは、監察の目的は申すまでもなく行政運営の改善を図ることでございますから、その実を挙げるためにはどうして、も勧告に対して相手かたの心をつた改善措置を確立し、これを推進して行く必要がございまして、従来は単に勧告し得るにとどまっておりますので、今回勧告した場合、当該行政機関の長に對し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができることとしたいたしました。

次に第四第八項の規定を設けましたのは、監察の性質上場合により必要と認めましたことは、監察結果の取扱につき、直接内閣総理大臣に對し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう、意見を具申することができ、道を開いておくこととしたのであります。

第四第九項の規定を設けましたのは監察の結果、法規上問題になる点を発見した場合に速かにこれを関係行政機関の長に連絡し、その判断による適宜の是正措置が講ぜられるように、意見が述べることができるよういたしましたのでございます。

以上簡単でございますが、御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 続いて専門員一言何か説明がありますか。

○専門員(杉田正三郎君) 行政機構につきまして、現在の行政管理局の行政機構がでるまでの沿革と、それに関連いたしまして、一般に行政監察機構について御参考のために御説明申し上げます。

この現在の行政管理局の監察機構ができません前の行政監察、殊に外部から監察機構の一つといたしましては、従前経済安定本部に経済調査庁という外局が設けられまして、この経済調査庁におきましては主として経済統制の観点から経済統制法規の施行を主眼とした外部監察を行なつておるのでございまして、ところが経済統制も殆んど数が少なくなりましたので、こういう経済統制法令の施行に關する監察は各主務省において行なはれて、特に経済調査庁をしてなされる必要がないといふ建前から昨年この経済調査庁が廃止せられたのでございまして、そこで昨年即ち十三国会におきまして行政管理局設置法の一部を改正する法律案が制定せられまして、昨年の即ち昭和二十七年法律第二百六十号を以てこの法律が成立し、昨年の八月一日からこの法律が施行せられることになったのでございます。

この法律によりましてここに行政管理局に先ず監察部というものが設けられまして、主として行政機関、各公共企業体の監察、監察又は調査という仕事のほかに、各行政機関の業務運営の監察に關係する限りにおきましては、公共企業体の業務と国の委任又は補助にかかわる業務との実態状況を、関係各行政機関と協力して調査するということになつて発足いたしましたのでございまして、そこでこの行政管理局の監察機構をいたしましては、中央に行政管理局の監察部というものが設けられると同時に、その手足の機関即ち出先機関といひましては、各地方に監察局が設けられることになったのでございまして、当時の政府から出されました法律案に

おきましては、全国の八つのブロックに地方監察局を設けて調査に当らしめるという事になつておつたのでございまして、参議院の内閣委員会におきましてはこの法律案に修正案が提出せられたのでございまして、その結果出先機関を十分強化して監察すること、監察の周到を期する上において適當であるといふ観点で、この修正案が成立したのであります。その結果といひましては、全国を東京初め八つのブロックに管区監察局を設けまして、そのほかこの管区監察局の設けられていない県、北海道に三カ所の地方監察局を設けまして、この出先機関として監察の周到を期するという事になつて、昨年の八月からこの行政監察の仕事が発足して、今日に至るまで約一年間仕事が進んでおる次第でございます。その間にいろいろの問題を上げられておるのでございます。

例えば昨年度におきましては定員外職員任用の実態調査であるとか、或いは職傷病者職死者遺家族等援護行政監察とか、或いは輸出振興外貨資金制度の監察であるとか、或いは建設機械の運用状況の監察であるとか、或いは郵便物の運送業務の監察であるとか、或いは大蔵省の管財局の特殊財産課の業務の監察であるとか、そういういろいろな事務を昨年度においては実施しておるようなことを私どもも承つておる次第でございます。

そこで現在この監察部即ち中央と地方とを通じてこの監察の仕事に當つております職員は、定員が全部で千六百七十名でございます。今般定員法の一部改正法律案が提出せられております

るが、そのうち三十五名が今回減員になる予定になつておる次第でございます。なおこの外部監察、行政監察には二つの狙いがあると思ひます。その一つは業務が適正に行われるかどうかという点、もう一つは人事監察であると思ひます。すなわち職員に汚職があるかどうか、不正があるかどうかという点、もう一つは面談監察であると思ひます。行政監察は勿論主務大臣が自分の管下の職員に對する職務について周到な監察を行つておられますが、これはいわゆる内部監察でございます。外部からの監察機構をいたしましては、この新らしく昨年から発足いたしました行政管理局の監察機構は、その最も著しい目ぼしいものであると思ひます。

なおこの行政管理局の監察機構以外に現在存在しております外部監察の機構をいたしましては、大蔵省に相當強力な監察機構がございまして、すなわち国税庁にある国税監察官として百二十名が配置されておられて、これは主として、主税官吏が租税の賦課徴収に關連いたしまして汚職があるかどうかという点の問題も過去においてございまして、その点において周到な監察を行はしめる次第でございます。

なお郵政局には郵政監察局という地方局がございまして、この地方郵政監察局が全国に十カ所ございまして、これが又業務監察と人事監察とを合せて行つております。郵政監察官は郵政省設置法によりまして、七百名以内を置くことができる規定されておられて、これ又相當大なる監察機構であると思ひます。

そのほか建設省、或いは調達庁、或いは海上保安庁などにそれぞれ監察官が置かれてございまして、これは数から申しますと極めて小規模なものでございまして、或いは業務監察なり或いは人事監察を行なつております。

かくのごとく先に挙げました大蔵省或いは郵政省に属する監察官の配置せられておりますのは、主としてこの人事監察の面であると思ひます。すなわち直接国民と接觸する官庁においては、往々にして汚職の問題もございまして、かくのごとき多数の監察官を配置して職員に對する問題を十分監察して行きたいという機構になつておるのでございまして。

以上御参考までに御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) それでは本法律案に對して御質疑のおありの方は御質問をお願いいたします。

○野本吉吉君 この法律案の審議に先立ちまして行政管理局長官に一つ伺ひしておきたいと思ひます。

その一つは今年の三月に出されております会計検査院の年報によりまして、国の行方工事に對しまして実施計画という項目の下に、幾つかの工事が有機的に結合して全体として一つの機能を發揮するような施設を作る場合には、工事の実施計画が総合性を欠くこと、法規に例をとつても一つの工事が完成しても他の関連工事ができ上らない場合には、せつかくでき上つたものが使ひものにならないので、結局関連工事の最終のものが完成するまで遊休して、いわゆる死金を使つたことになると思ひます。更に工事の検収と手後の実施監督を十分にすべきことは

勿論であるが、完成工事の検収に對しては單に形式的な圖面等の対象にとどまらないで、目に見えない箇所に手摺きや粗製材料の使用等の不正が多い点に鑑み、場合によつてはやむを得ず一部を解体しても検収の万全を期するくわいの心がまえが肝要と思われる。と言つております。

更に昭和二十六年年度歳入歳出決算検査報告に關し国会に對する説明書におきまして、一般会計予算経理の所で直轄工事の経理が紊亂していくという項目が盛りれておりました。それで具体的な事例が多数挙げられておるのであります。更に機構の管理当を得ないものという項目の下におきましても同様でございます。それから物品の調達に當り処置当を得ないもの、これも同様でございます。更に災害復旧工事に對するもの、國庫負担金の経理当を得ないもの、この項目の下に相當具体的な事例を挙げ、この点を指摘されております。

これらの只今申上げました二十六年の歳入歳出決算検査報告に關し国会に對する説明書、及び本年の三月出されております會計検査院の年報に記載されておりますようなことにつきまして、行政管理庁はどのようにお考えになつておられますか。又これを具體的にどう扱おうとする考えを持つておられますか。

○國務大臣(塚田十二郎君) 御指摘の点は私ども全くそのように感じておりますし、今度行政監察を強化しようという考え方はやはりそういう点に非常に原因があるわけであります。大体、第五次吉田内閣の組閣になりました直後に、私が行政管理庁長官を拝命いたしましたして總理から特に強く指示を受け

ましたのは、只今御指摘になりました主として公共事業の面における金の使ひ方の非効率性というものを何とか直す工夫はないか、これは自分是非常な重大な関心を持つておる、こういうことで指示を受けたのであります。

従つて今いろいろここに御審議を願うために提出いたしました行政管理局の一部を改正する法律案もその一環なのでありますが、いま自分といたしましては監察機構を何とかしてもう少し強化し有効に役立つものにしたという考えを持つておるわけでありまして、そうしてその仕事を当面何に重点をおいてやるかということを考えました場合に、少くとも二十八年度中は公共事業費の使われ方と、それから指定補助金、負担金がどういう工合に使われておるかということに重点をおいて行く、こういうふうに考えております。

いろいろ御指摘を受けました点であります。実は只今専門員のかたから

も補助説明を頂きましたので、まあわかり下すつたと思うのでありますが、大體機構が仕事に携わりましてからまだ、間もないものでありますから、私も、管理庁長官を拝命いたしました後いろいろ部内の情勢を調査をいたしてみますと、これだけの大きな仕事をいたしましたのに必ずしも今の機構が十分である、とは思えない、ということ、数が不足

であるというような意味ではないのでありまして、むしろ質的にもう少し仕事に携わる人々を向上させなくてはならない。もとく人間がやつて或る程度意図してごまかしておるのでありますから、その後行つて見てそれを摘発して直させるといふためにはやはりそれ以上に知識を持つておらないといふ

まくてきないことは、これは常識でも御想像がつくことであると思うのであります。ところがたくさんの顧問に互つていろいろの目的に使われます金を、全部今なお管理庁の千六百人ぐらいいの人間ですぐりまくできるということには到底おぼつかないではありませんけれども、一方こうして決定的な意味におい

て権限を必要なのは確化して頂くと同時に、一方部内の職員の研修をいたしたり、そうしてそういう素質の向上と相待つて是非この仕事を完全に仕上げる、こういうふうに考えております。

そして御指摘のように、今の公共事業費は補助金や負担金の面に一番大きなロスがあるのではないかと私ども考えられますので、こういう面を差当り仕事のとりかかりにやつて行きたいと、こういうふうに考えております。

○野本品吉君 私は先般御指名を受けてまして九州各府県の災害の実情をつぶさに見て参りました。その災害地の視

察の結果といたしまして、私の頭には強く災害復旧工事その他只今長官の言われたような事柄につきまして徹底的な行政監察を行う必要があるということを感じたしておるわけです。このことは本論外に属するかも知れませんが、後刻私の意見を長官のおられる前で申し上げたいと思いますが、委員長さようお取計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質問はございませんか。

それでは私からちよつと伺いたいのですが、この法律案によつて提案理由を聞きますと、行政機關の業務を實地に調査することができることになるといふ説明ですが、現地はそれを調査することができする方法がなかつたのか、

どうか、その点について伺いたい。

○政府委員（大野木克彦君） 現在まではその点がはつきりしておりませんでしたので、その他の権限はあつたわけでございますので、事実上は実地の調査もいたしておつたのでございますけれども、その点を一層明確にいたしますために今回法律に規定を願つた次第

でございいます。

○委員長(小酒井義男君) そうしますと現在でもこの法律ができなくても實地に調査するとははできるわけですね。

○政府委員(大野木克彦君) できないことではないのでございいますけれども、積極的にできる権限は持つておりませんでしたので、ちよつとあいまいな点がございしましたので、はつきりさしたわけのでございいます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 委員長からお尋ねがありましたので、この機会に今度の設置法の改正を出しました考え方を少し申上げて御了解を得ておき

たいと思うのでありますが、大体今専門員のかたからも御説明頂きましたように、監察機構というものは幾つもあるのであります。その一つとして行政管理局というものがあるのであります。監察をいたします場合に、監察を受ける者の立場から考えてみますと、あんまり大きなものをあちらからもちょうからもひつかり廻されるとい

とは非常に困る。却つてそれがプラスになる面よりもマイナスになる面が多いということも言われておりますし、又その通りだと思つてあります。そこで現在まであります各監察機構というものの間の権限の調整と、実施面、運営面の調整というものをよほど考えたいかないうまく行かない。却つて

マイナスになるということを非常に私は懸念いたしております。

そこで監察機構の強化を考えます場合に、その点を非常に考えたのでありますが、そういう本質的な問題は今皆さん方も御承知でいらつしやると思うのであります。が、政府は九月か十一月、つまり二十九年度の予算編成の時

期までは行政機構の改革をもう一度やりたい、こういうふうに考えておりまゝです。その時期に機構改革の一環として監察機構のそういう面も考えたい。そこでそれまでどういう工合にやつて行くかということを考えました場合に、取りあへず今の機構で以て今まで大体やつて来た方針を踏襲してやつて行く。従つて今次長がちよつと申上げましたように、今までも大体やつておつたのでありますから個々の法的措置をしませんでも、今まで通りやつて行くことはそんなに困難ではないのであります。そして恐らく法的根拠がな

くとも事柄が事柄でありますから、監察したいという場合は当該部局の協力を得てできておつたものであります。が、よく法律を調べてみますと、やはり法律に十分根拠がないと協力をしてはもらえない場合に、やはり、つつかかやつてしまふ。そこでまあぼんやりしてはおつた面はこの機会に直しておこう。従つて今度のこの設置法の改正はそう

いう応急の措置として当面どうしてもしておかなければならないものだけを取上げて、本格的な監察機構の再検討というものはあとの機会に行政機構改革の一環として持ち越されてある。こういうふうに御了解願いたいと思います。

従つて今度のこの管理庁の権限を強化いたします基本の考え方は今まで各

省が、例えば大蔵省が御承知のように会計法四十六条の規定に基いて予算の執行を見るとき意味で監査する権限を持つてゐる。そのほかいろいろな省が持つておられます。その各省の監察機構が現在持つておると同じ程度の権限を、行政管理局も持つてゐる。これが今度のこの行政管理局設置法の基本の考え方。大体ありますからして、そういうふうに今度は直つておるといふふうに御了解を願へばよいといふふうにならうと思つておられます。

○竹下重次郎 改正案のこの四項と六項ですが、第四第三項から第五項までとつて御覧下さい。四項に「長官は、監察を行うために必要な範囲において」と書いてあつて、六項に「長官は、監察上の必要により」と書いてあります。これはその内容が違ひますか。

○政府委員(大野木克彦君) これは言葉の使い方、特別な違ひはないと思つてゐます。

○竹下重次郎 それからこの四項に「各行政機関の業務について」とあるが、これは国の行政機関だけでなく、府県庁あたりなり或いは市町村あたりの行政機関も含まれますか。それとも国の行政機関だけですか。

○政府委員(大野木克彦君) この四項の行政機関は国の行政機関だけでございまして、それから地方庁等につきましても、その補助とか委任とかいう場合に限りましてこの五項で規定いたしております。

○竹下重次郎 そうすると六項の公私の団体の中には地方自治団体、府県市町村といふようなものを含みますか含みませんか。

○政府委員(大野木克彦君) それは団体すべてを含んでおります。

○竹下重次郎 それから現行法の今の三です。長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対して、資料の提出に關し、協力を求めることができる。今度は「必要な」という言葉が入つておられますが、これは今までだつて不必要な資料の提出を要求されるはずはないと思つておられますが、取立ててこゝろ文字を入れたことは悪いとは思つておられますか。

○政府委員(大野木克彦君) 特別な意味はありませんで、ほかの条文と調子を合しただけでございます。特にほかの機関に対する関係者でございますから、なるべくしぼつた方がよいと思つておられます。調子を合したのです。

○竹下重次郎 それからこの六項に「必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。」といふ文句が使つてあります。これは、若し長官から協力を求められたときには、公私の団体その他の関係者はこれに應じなければならぬといふふうな書き現し方と意味が違ひますか。その法律の効力において。

○政府委員(大野木克彦君) 若干この現在書いておられます方がよいと思つておられます。これは第三者に対する場合でございます。それから、余りその強制がましいやうな感じがしないやうに、結局相手の協力に待つといふふうな意味でこゝろ扱い方をいたしました。

○竹下重次郎 これは「協力を求めることができる。」と書いてありまして、協力を求めた場合に應じなかつたら如何ともすることができないといふことになるのですか。

○政府委員(大野木克彦君) その通りでございます。

○竹下重次郎 それでいいのですか。遠慮するといふことで。

○政府委員(大野木克彦君) どうもやむを得ないでございまして、どうもやむを得ないでございまして、どうもやむを得ない理由でございます。

○政府委員(大野木克彦君) つまりどうしてもこの協力してもらへなくて資料を出さんと言われてもどうもこれを強制することが困難だと、こゝろいふやうに考へておられます。

○竹下重次郎 ただ自治体であるから、或いはほかの団体であるからという理由からですね。この間古屋方面に出張いたしまして聞いたうちの一つであります。田の補助などをもらつていろ／＼な仕事をしてゐる、それを調査せよとする場合に、地方自治団体、県庁のほうでいいと言つてくれないうと、私のほうですぐには調べて下さいとも言いにくいといふやうなことを言われるやうな場面が起つて来るとなつてゐるやうに察したので、県庁のほうも気が進まない、本人も気が進まないといふことになると、少し問題が起るかといふやうな場合合には、これは協力しない、承諾されないといふことが普通の状態になつて来るので、殆んど目的達成をすることができないのじやないか。ややこしい問題だけ監督は厳重にしなければならぬのだが、併しややこしい問題であるだけ手が届かないといふ結果になるのではないかと私は心配するわけでありまして、これは法律的に考へても、もう少し強い規定を作ることにはもうできない

こととはつきりしておりますのですか。それとも多少遠慮の気があつて今度のやうなことになるのですか。

○政府委員(大野木克彦君) 地方公共団体に対する関係におきましては、御承知のように、自治の本旨という点から考へまして余り無理な要求はしないのじやないかと思つておられます。

それから第三者に対しては、実は行政審議会の方々なんかの御意見も同つたのでございまして、結局強い扱い方をいたしました。罰則でもない限りは、ただ調査のできる権限を持つといふ点につきましては大して変りもないので、こゝろいふやうな扱い方のほうがより民主的ではないかといふことで、こゝろ書き方をいたしましたわけでありまして。

○竹下重次郎 その点は何か惜しいやうな感じがいたしますけれども、一応これでその話は何いたしました。それから五項に「当該行政機関と協力して」といふ言葉があります。これも困りますと言つて断られたら手が出せないといふことになるわけですね。

○國務大臣(塚田一郎君) これは一番問題になりました点なんでありまして、成案がまとまりますまで何遍も行つたり来たりした一番問題点なんでありまして、そしてこの点を最後に「協力して」といふ字を入れたために、新聞に非常に行政監察の強化を叩かれた点なんでありまして、併しこゝろをやつてみますと成るほど協力を求めてといふことになれば、協力がなければならぬといふことになるのであります。が、實際問題としては協力を求めないでもできるやうに法律がなつておつても協力がなくとも実効は非常に上らな

いのです。殊に公共企業体でありますとか、自治団体になつて行きますと、これはその協力という字をはずしたいといふことを考へました動機は、前に一度国鉄の調査をやりたいといふことを言うならば、運輸省から困るといふことで非常にめめたことがある。それで何とか協力という字をはずしていただきたいといふことで、当初の事務当局案がそういうふうになつておつたのであります。が、私運輸大臣といふ／＼折衝いたしました結果、成るほど協力を得なければ無理してやつても実効が上らないから、法律の上では協力という形ではけんかをしないで見せてもらつて、お互ひに悪い点は直して行くといふ考へ方にする方がよいのじやないか。ただそのときによく閣議においてもそのやうに私から発言しておきましたのであります。が、今度はやつてみて非常にあつちこちで協力を得られないために運営がうまく行かないことになれば、これはやむを得ない。どうしてもこのところを元の案に再修正させて頂かなければならぬことになるかも知れないが、是非一つ協力をして監察がうまく行くやうにやらして頂きたいと、こゝろいふやうに了解を得て、これはそのままに戻つたわけなんです。

○委員(小酒井義男君) はかに御質問ありませんか。ほかにないやうでしたらこの法律の質疑を次回続行することにして、本日はこれで打ち切りにいたしますらうかと思つてゐますが、御異議ございませんか。

○委員(小酒井義男君) では本日は一応質疑を打ち切ります。

○委員(小酒井義男君) では先ほど

野本委員が発言を求められていられたのでした。

○野本品吉君 この際、先ほど申しましたように、今次の北九州全域に互ります大風水害の惨害につきましまして、もう国民のすべてが胸を痛めているところであります。今後この応急復旧、或いは恒久対策の樹立が十分に完全に行われて、再びかような災害を受けることがないよう、又災害が来るにしましても最小限度にこれを食い止めることができるようにということは誰しもが考えておることだと思っております。で、私は各地を廻つて見まして、国が直接行なつた工事におきましても、国から補助金或いは交付金を出して地方において行われた工事におきましても、これが無数に決壊し、倒壊し、破壊されておるのであります。このことを見るにつけても、私はかね／＼頭にありました。先ほど申し上げましたけれども、目に見えない箇所には手抜きや粗悪材料の使用等の不正が多い点に鑑み、場合によつてはやむを得ず一部分を解体しても検収の万全を期すべしとの心がまえが肝要と思われ、と言つておつた言葉を強く思い出したのであります。ここでは会計検査院は心がまえが必要と思われ、と言つておるのであります。恐らくかようなことは従来なされておらなかつたと思ふ。そこで又不仕合せを転じて仕合せにすると、禍いを転じて福とすといふような意味におきまして、今度の災害によつて工事がどのように行われておるかというところは、各地に実際に解体されておるのであります。

そこで私はこの際どこでやるかは別の問題といはしても、主要な箇所

に對しましては施工当時の設計書並びに仕様書を現地に携行いたしました。設計書、仕様書の通りに施工されておるかどうかが、このことを現認する必要があると思ふ。このことはいろいろ意味を持つて来ると思ふ。第一の点は工事が設計書、仕様書通りに行われておらなかつたとするならば、これは工事を担当しました者の責任が追求されなければならない。又設計書、仕様書通りに立派に工事が行われておつたとするならば、これは設計そのものの欠陥ということも考えられる。それから第二の点は今後莫大な国費を投じて復旧して行かなければならない道路、河川、橋梁等の工事がかような厳正な実地検証の結果といはしまして相

当注意深くまじめに行われるであらうといふところに、只今長官からも言われた。また国費の効率的使用といふことが期待できると思ふ。従つて過去の施工に対する反省検討の資料と同時に、私が強く期待いたしますのは将来の工事が絶対に手抜きや粗悪材料使用等の不正がないようにしたいといふところに狙いがあるわけであり、私はかような意味におきまして是非この際一応主要な点に對しまして只今申し上げましたような現地の視察並びに検収を必要とする、かように痛感いたしておるわけでございます。かくすることによりまして、総理大臣が言われております。国費の効率的使用といふようなことも期待できます。又災害を将来最小限度にしたいといふ点におきましても、非常な意味があると、かように考へておるわけであり、

この法律案の審議に直接関係のないようなことでありましても、本質

的には全く通ずる点があると思ふ。私に九州を視察いたしました。まなまなしい実感を申上げまして御参考

に供したわけであり、

○松原一憲君 野本氏の意見に私は全然同感でございます。野本氏が歸りまして出會つた真先の話がこの点にあつたのであります。今行けば橋脚等が露出しておる、コンクリート等の築造の堤防等がひつくり返つてその底が現われておる、今が一番いいと思ふ。見るときであります。歴々として粗悪な材料、手抜き等の箇所が窺われる、こゝういふ非常に思ひ切つた説明を聞いて私は全く同感です。私は実際大分県でその被害地、而も私の村は約一千ミリの三日間雨を受けた、非常に大きな被害を受けておりますが、御承知の通り今日の網紀の地帯は上下を通じてあるし、なお工事関係者は莫大な運動費を使つてゐる。何割かの運動費を使つてゐる。あの運動費を使うといふことは結局手抜きをするといふことにならざるを得ない。そして而も架空の工夫を使つて県庁などでも相当供給にこれを廻すといふような事実がある。私はこの天譴のような感じのする今回

の災害、これは不思議にも私の所に來る手紙は多数これを書いておる。どうも最近の政治が悪い、国民の心得が悪い、かような戦後の経費の増大時期に政治家といふ、国民といふ不心得千万なことをやつて來たのでは先が恐ろしいといふ感じを持つておつたら、果して最近に行われる災害は如何にも天譴といふ感じが痛切に感ぜられるといふことを言つて來ておる。天譴といふ事は一つ一つの迷信でもありましようけれども、山を伐り荒したところから洪水が出る、建ててはならぬところから風

向きも考えず家を建てるといつたような戦後の風潮は、土堤の上に家を

つたり、無理な地を知らずをやる。ど

○竹下重次君 地方自治体あたりが国の補助をもらつて工事をしておるといふような場合、その工事においては会計検査院は検査する権限を持つておりますか。

○政府委員(大野木克彦君) 持つております。

○竹下重次君 持つておりますか。それで法律で定めさえすれば、何も地方団体であるからこの監理局のほうに持たせることはできないといふことはないわけですね、法理論としては。

○政府委員(大野木克彦君) 理論的にはそうかと思ひますが、御存じのように会計検査院は内閣から独立した検査の機関でございますし、行政管理局は総理府の内部の、大体対象を行政機関に置いておる機関でございますので、ちよつと……。

○竹下重次君 そこは違ひますが、考えようによつては政府が自分の責任で補助金をやつて行くんだ、それが手を抜かれておるかどうかを調べるためには検査院よりも重い責任を持たしてやらなければならぬ。さう考へられます。

る。この種の団体、その他の関係者に對する場合には実地の調査はできないといふことになるわけですか。

○政府委員(大野木克彦君) 工事の団体等には對しましては補助金でありますとか、委任でありますとかいふ特別な關係がございますのでこの6に規定してあります場合には実地の調査を遠慮しておるわけでございます。

○竹下重次君 書面の資料ですね。

○政府委員(大野木克彦君) そうです。

○竹下重次君 それから口頭でいろいろな説明を求めるといふことはできませんか。

○政府委員(大野木克彦君) それはできません。

○政府委員(大野木克彦君) 補助金の限りにおきましては実地調査もできません。五項によりまして調査はできることとなっております。

○竹下豊次君 そうですと補助金の関係によつては或る場合には市町村の分も調査ができるのですか。

○政府委員(大野木克彦君) 調査はできます。

○竹下豊次君 そうですか、そうすると実地調査はできる。「必要な資料の提出に關し、これで見ると先の御説明によると実地調査はできないもの、のように見えるんですが、国の行政機関直接のものについては調査ができる。市町村の場合には資料の提出だけだからできない。」

○政府委員(大野木克彦君) 第二条第十二号に規定する業務を書いてござい

ますが、これが一番初めにあります。

○竹下豊次君 これは補助金をもらつて工事するような場合に該当するわけですか。

○政府委員(大野木克彦君) そうでございます。国の行政機関の監察に關連して、公共企業体の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に關し、關係各行政機関と協力して必要な調査を行うことというのが十二号に規定してございます。これを受けまして第五項に「第二条第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができ。」というところになつておりますので、補助又は委任に係る業務については書面又は実地調査ができることになつております。

○竹下豊次君 実地調査の問題が審議されました時に、地方自治団体が国の補助を受けながらそれを正しからざる

使用方をしておる部分が相当多いようであるというふうな事例が特に取上げられまして、どうしても監察は厳重にしなければいけない。特別にそういうことが取上げられたというのを長官にお含みを願つておきたいと思つております。そういう歴史を知つております。その改正案ではまあ私も抱かざるを得ないのでありますが、その点をお考え願ひたいと思つております。

○委員(小酒井義男君) それでは先ほどの野本委員の発言は非常に重要だと思ひますので、御希望のあつたようにこの問題については理事會議に一応御一任を願つて、そうして必要な処置を講じたいと思ひますが、御一任願つて御異議ございせんか。

○委員(小酒井義男君) それでは本法律案に關連する問題は一応本日はこれで終了をいたしたいと思ひます。

○委員(小酒井義男君) 次に長官がおられますので本日の日程にありま

も今度自分で行政管理局の長官を拜命していろいろ部内の様子を聞いてみて、外におつていろいろ行政機構改革の考え方を聞いておりました時分と、現実に進められている行方ととの間に大分開きがあるものだという感じを私は持つておるのであります。

その一つは今度やはり御審議願つております例の定員法の改正の問題もその一つですが、政府の方針として絶対にもう人間をふやさない、できるだけ更に減らして行くんだというところになつておるが、今度の定員法の改正もやはり人間がふえるというところになつておるのであります。そのように必要ならばふやすのかという

ことになるのであります。必要ならばふやすのかとお尋ねになるとふやしたくないんだけれども必要やむを得ない場合には押え切れないでふえてしまふのだ、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。今の外務省の問題もやはり行政管理局としてはこの考え方として是非これをやらして欲しいというところを強く主張し、希望しましたのでありますけれども、いろいろ政治的なるものがある方がありまして、これはまあ私の場合には前内閣のとき

のほではない。今あるものは一応考えれば、なければならぬ理由があつてできたものだから、それによつてすべてのものがしてあるのだから、本間に機構改革なり、行政整理をやるならばなくちゃならない理由なんといふものを考へておつたんだ絶対だ。そういうことは一応抜きにして、絶対これだけにはなくちゃならないというところを強く考へて、そうでないのは大胆に一つ打切るといふような強い考へ方でないか、とてもこの仕事はできないと、そういうふうに考へて、従つて今九月以降に企圖しております行政機構改革には、私としては今申し上げたような心がまえで臨んでいくわけでありまして、併しこれだけの考へ方は、行政管理局だけで行政機構はできるものではないのであります。ど

れだけ実行ができるかは自信はあります。考へ方としては私は相当強い考へ方を持つております。

○松原一彦君 長官、これは政府の行政整理をするというわけだけでは大きくて、而もいつのときもできな

これは次官のほうがよくはないか。これもせつかくけ声を大きくかけておいてなるのですから、郵便局も局長ですけれども、局長となればやはり昔の勤任官、いろいろ仕事が大きくなり

ます。確かに費用もかかる、こういうことを何とかならんでしようか。移民についても計画を今要求しているの

ですが、まだ資料が出ておりませんが、人口問題の調節にはならないでしようか。こんな小規模のことでは何にもならない。むしろ人口問題の調節をなさるならば大きな移民局を設けて、ヒマラヤ山脈のふもと辺り何百万の移民と言われております。それ何千万人、こういう方面に何とか開ける道が残されては行けませんけれども、少し友好的に手を握れば日本の内地の三倍半もある、あれは空いているのですから。地球の向う側のブラジルを持つて行つても人口はどれほどにも行かないと思ひます。やるならばと大きな規模から世界の人口を調節するといふような意味でも、それがされるならば移民局の規模を大きくすることに異論はありません。併しこんな小さなことで名前だけを大きくするようなことはどうかと思ひます。御再考の余地はないだろうか。まあ審議の途中でありますから所信を申し上げておきます。

○委員(小酒井義男君) ほかに御質疑ありませんか。

○竹下豊次君 先日資料の提供をお願いいたしておきましたところ詳しい資料を提出して下さいます、なおそれだけではない点、事務的のことにな

ります、少しお尋ねしたい。ブラジル移民審議会というものは現在まだこれはあるのですか。

○政府委員(広瀬節男君) ブラジルの大統領の下にございまして、今おつしやいましたのは、ブラジル大統領の直轄の下に移住審議会があり、その許可を得ませんとこちらの移民がでないのではありません。

○竹下豊次君 それから農業資金ですね。これはブラジルの政府が移民に直接貸付けることになっておりますので、上塚さんとかいうようなお方に貸付けて間接に移民の手へ渡るといふことになっております。

○政府委員(広瀬節男君) 本来はブラジル政府が直接農業者個人々々に貸付けるのでございまして、便宜上引受人に国家として貸付けております。

○竹下豊次君 日本政府は渡航費の貸付をする事になっておりますが、これはまあ後で長期の貸付で返す事になっておりますが、ほかに日本政府としての経費の負担というものはないわけにございまして、役所の事務費など別にいたしまして。

○政府委員(広瀬節男君) 募集を終りました選考された者が出発いたします場合に、最低二週間神戸の移住所であらゆる講義を受けます。この前御質問がございましたので後で申し上げますが、その際その宿泊料は食費といまして一日五十円を徴するもので、その他旅券発行の手続であるとか査証の取付け、健康診断、予防接種いろいろございまして全部国費でございます。

○竹下豊次君 長い間従来の移民について政府の渡航費の補助というものはなかつたのでございまして。

○政府委員(広瀬節男君) 戦前は本當の補助でございまして、只今は渡航費の貸付の形をとつておるわけにございまして。

○竹下豊次君 今度の計画に対しては補助の問題は起らないで、ちよつと私など考えますと、従来あつたことであるし、移民を奨励されるならば補助の問題が外務省でも論議されたいやないかというふうな気がいたしましたけれども、政府の予算の關係というふうなことでは出せないというのですか。

○政府委員(広瀬節男君) 従来通り最初補助という考えを持ちました、移民に行かれる方に対して依頼心を起させるので、いつかは返すという自立心を起させようという建前と、国庫の状況上全部与えるという事はなか／＼困難でございましたので一応貸付けるのでございまして。

○竹下豊次君 それからこの日本政府と移民との關係は今わかりました、日本と上塚さん松原さんみたような世話を下さる方と、そういう一つの間の關係はどういうことになっておるわけですか。

○政府委員(広瀬節男君) 只今申し上げましたように、移民を募集しまして、あとこちらの送出団体といましては、現地におきましては今アマゾンの場合には辻さんでございまして、上塚さんがやつておりますアマゾン拓植会社、それから南の方へ参ります松原移民のほうは各地域ごとに松原さんと連絡をとつております。こちらの送出人をきめまして、その責任ある送出人こちらで指定いたしました、或いは現

地からの指定者をこちらで確めました上で政府との間にいわゆる渡航費の補助の貸付の契約を行ひまして貸付けるわけです。

○竹下豊次君 ちよつとよく聞きとれませんが、それは上塚さんあたりを通じて……。

○政府委員(広瀬節男君) 今のアマゾンの方の移民は上塚さんのやつております上塚アマゾン拓植会社、現地では上塚さんの下で働いておりました辻さんという方がやつておられますが、その人も上塚さんと連絡をとりまして、こちらにおきます上塚さんが送出人となられておまして、上塚さんと我々の間で移民渡航費の貸付の契約をいたします。

○竹下豊次君 その上塚さん、松原さん等の踏査して下さるお方の何と申しますか、手数料と申しますか、そういうものはどういふことになるわけですか。まあ御礼と申しますか。どういふ契約になつておるわけですか。

○政府委員(広瀬節男君) 御礼といふものはこちらではございせんが、現地ににおきまして引受人がこちらの船舶へ入りますと、ペレン或いはサントスへ出て参ります、その人たちがそれのために要ります引受人のかたのために事務委託費を組んでおります。その一番大きいのは受入者の旅費とか、事務費、主として旅費が多いのでございまして、これが現在のところ五百九十二万円を組んでおります。これは奨励と申しますか、実際の受入者の実費でございまして。

それ以外にはこちらで御礼とか手数料とかいふものは全然ございせん。

○竹下豊次君 一応この貸付で、政府が貸付けた渡航費の取立、四年間据置で八年間で取立てるといふことになつておりますが、これはどういふふうにして取立てられることになりまして、やはり斡旋者が世話して取立てることになつておられますか。

○政府委員(広瀬節男君) 政府とその受入者との契約によりまして、受入れたほうが取立てることになつております。

○委員(小酒井義男君) ほかに御質問ございせんか。

○松原一彦君 私は何も知らないのですが、何とか何かほかに大量移民その他の移民の御計画があらはしたせんか。あつたら具体的に伺ひたいのです。

○政府委員(広瀬節男君) 先ほどの松原さんのおつしやいましたお話を伺ひまして、まあ世界中どこへも行けば非常な結構であります、日本移民の人口問題も解決できるのであります。世界国家といふと、世界どこへでも国境を離れて自由に人間が行けるようにならなければ移民によつて日本の人口問題を解決するといふことは私はまあできないところ考へております。夢だけ申上げて何の役にも立ちません、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○松原一彦君 私は知識がないのですから希望だけを持つのであります。満州移民が明らかに失敗であつたことは過去の事実がこれを証明しておると思ひます。寒い地方で輸送機関の少い、百五十日ぐらゐしか働かない北滿の移民の苦勞と、その成果の上になかつたこと

とについては、私も数回行つて見てこれを知つたのであります。今の日本の実情から人口問題の解決にはならんと言つて、今後何かさういふ方面に大きな国策として今は行けなくとも将来はさういふ所に道があくといふようなこと、このどこかにでも見通しはしないものでしようか。どうでしようか。今言われないといふならこれは強いてお聞きしなくともよろしいですが。

○政府委員(広瀬節男君) 言われたいことを申し上げましたら、夢のようですが、現在地球を見渡しまして人間のたくさん入れる所と申しますれば、先ほどおつしやいましたようなボルネオとかスマトラとかまあ南米ではブラジル、アルゼンチンも勿論でございまして、ビルマとかスマトラの方は今後の問題でございまして、只今まだ戦後なまなまじい日本の大東亞戰の記憶を持つておられます、又現実においてインドネシアとは正式な国交も開けておりません。ニューギニアでありますれば、濠洲、マヌスの戦犯者もなか／＼歸れない。濠洲方面としてそう安直に我々の人間を引受けてくれるとも考えられませんが、差当り心よく引受けてくれますブラジルといふところに中心をおいておる次第であります。これは非常に遠くでありまして船賃はかかる、甚だ不経済のようには見えますが、一面明治四十年以来の地に引き寄せた日本移民は現在でも三十数万に及びまして、最近におきましては僅を以て教養を資産を持つておる者は相当の数になつております。これは戦争中目ざましい発展を遂げて最近における彼らの経済状

態は我々の従来想像以上になつておる
そうであります。こういう所へ新たな
日本人の血を注入して、とかく二世で
ブラジル化してしまつて若いから動脈
硬化とは申しませんが、動脈硬化に類
似したような所へ新しい日本人の血
をつぎ込んで日本の橋頭堡を拡大し
て、単に人口の解決というよりも、む
しろこれによつて日本の経済発展の橋
頭堡を作らうという考えを私たちが抱
ております。移民の問題もそういう点
に考へてただ人を送りまして少しでも
日本人の血を減せばいいという考えで私
は立つておらないのであります。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめ
て下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め
て下さい。

○野本吉吉君 この前の委員会のと
き、幾つかのことをお願いしておいた
のですが、御答弁願ひたいのですが。

○政府委員(広瀬勲男君) この前竹下
さんから御質問出ましたが、野本さん
の御質問もよくと忘れましたが、如何
なる方法で募集するかというところは条
件等についてお尋ねになつたのであり
ます。それから渡航前の教養訓練、そ
れをちよつと……。

それから松原移民、上塚移民の計画
内容その移民の募集の方法等でご
ざいます。これは農業移民につきま
しては外務省と農林省が共同して募集
に当つております。全国の各都道府
県に募集条件を示しまして適格者の依
頼をいたします。推選いたします。各
都道府県は面接及び書面審査によつて
適格者を決定する。その理由及び順位

を附して推選いたします。中央におき
ましては外務省と農林省、移民の送
出責任者、さつき申しました上塚さん
でありますとか、松原さんのこちらに
おける責任者が推選者につきまして協
議の上合格者を最終的に決定する。な
お各都道府県におきまして面接選考に際
しましてはできる限り外務省からも農
林省からもできる限り人を派遣して立
会つております。これが移民の募集及
び選考方法の第一であります。

第二の移民の募集条件につきましては
は、主として受入国及び現地受入責任
者の要求に基いて決定いたします。こ
れは本年度の移民の募集条件、ブラジ
ルのほうからきめて参りました条件
でありますけれども、これは十五歳以
上五十歳以下の者三名以上を含み、且
つ夫婦及びいづれかの三親等以内のも
のだけで構成する純農家であること、
身体健康、思想健全、且つ開拓意欲が
旺盛であること、犯罪その他反社会的
行為をしたことのない者であること、
受入国に永住の目的で渡航する者であ
ること、現地における自己資金は一戸
当り五万円以上携行し得る者であるこ
と、これを移民の募集条件としており
ます。

第三の移民の訓練につきましては、
先ほど申しました外務省附属の機関で
あります神戸移民訓練所に出航前二週
間収容いたします。旅券発注事務、査
証の取付け、予防接種等を行いますと
共に、専門家によりまして次の講習を
行います。一、移住の第一目的は受入
国産業の振興に貢献するところにある
ことを徹底させ、自己の生活の安定を
第一義とする出稼根性の非を強調す
る。二は移住後移住地の善良な移民と

して定着し、受入国民と十分同化する
ことを促進するため受入国の言語、地
理、風俗、習慣、宗教、農業事情、熱
帯衛生等の講習を行う。なお移民船に
おきましても移民監督が約五十日の航
海中彼らと行を共にいたしました連日
移住の心得、言語、現地事情等を彼
の地に着きますまで講習して参りま
す。

四の移民が入植するまでの保護助成
方法と言いますか、第一は移民に対す
る渡航費の貸付、これはブラジルまで
の船賃はオランダ船で従来十四万三千
百三十六円払つておりましたが、今回
大阪商船に切替へましてから十一万三
千円まで低下いたしました。移民自身
が一時に支払ふことは不可能でありま
すから、政府が長期貸付をいたしてお
ります。条件に四年据置、八年間の均等
年賦償還、利率は五分五厘、将来は無利
子とすることを研究中でございます。

神戸移民訓練所におきまして保護、これ
は先ほど申しましたが、船待期間二週
間、食費は一日五十円を徴収するのみ
であります。他は一切官持ちでござ
います。
それから三の旅券発注手数料の減額、
これは一般旅券発注手数料は旅券法第
二条一項の規定によりまして千五百円と
定められております。同条五項は永住
目的の渡航、その他特別の事由ある場
合においては減額し得る旨を規定して
おります。それで移民の保護及び促進
の見地から、昨年の十一月政令第四百
五十二号を施行しまして、移民に対し
る旅券発注手数料は三分の一の五百円
にいたしました。なおブラジル總領事
の査証料も、交渉の結果向うの千八百
二十五円は免除されております。

移民船の手当てでございますが、戦前
における南米移民はいずれも我が移民
船によつて輸送して参りましたが、戦
後は我が方船腹底のため、オランダ
船によつて前記の通り十四万何千の高
額を払つてやつておりました。それで
船賃の引下げ、輸送中の保護の徹底と
いうためから、日本船による移民送
出に急手配することいたしました。日
本開発銀行から大阪商船に對しまして、
取りあへず二隻、アメリカ丸及びア
リカ丸の二隻を、移民収容力が五百名の
移民船に改造するための所要資金を融
資してもらひまして、五月十二日の開
議了解を得ました。この結果ブラジル
までの船賃は前記の通り十一万三千円
に引下げられ、将来移民送出国の増大
に伴ひまして更に船賃低下を交渉する考
えであります。それからなお移民船の
新造乃至改造ということも来年度は十
分努力したいと思ひます。

移民監督の乗船でございますが、
ブラジルまで約五十日を要します移民
の輸送期間中には、移民の統制の難
持、現地事情の講習、輸送の監督、移
民の保護等を徹底しますためには、外
務省から毎船移民監督を乗船せしめる
こととしたのであります。現地受入責
任者の指導監督という面でございます
が、現地に到着後の移民の安全を確保
いたしますためには現地に大規模な移民
受入機関を設立することは必要でござ
います。これは現在においてははまだ
こういふ大規模な一本の移民受入機関
は樹立されておられません。これは將
来、將來と言ひますか、早速この問
題に着手しなければならぬと思ひま
す。これには相当多額の資金を要しま
すし、いろいろ事情もございましてが

最近調査団が歸つて参りましたので早
速に検討しております。差当り本年
は松原安太郎氏と、上塚司氏のような
移民計画立案者、又はその指定する者
を現地受入責任者といたしました移民
がブラジル到着後配当されるまでの保
護、入植後の指導、ブラジル側か
らの営農資金借入の斡旋等の責任はこ
の方たちに請負つて頂いております。
ブラジルの松原さんの中部のブラジル
移民計画におきましては、サンパウロ州
の邦人成功者の一人で、資産数億と言
われます同氏自身が移民受入責任の一
切をとつておられます。又上塚氏のア
マゾン移民計画では、曾つて同氏の現
地支社員でありました、現在アマゾン
流域邦人成功者の随一と言われており
ます辻保太郎氏が受入責任者となつ
て、送出責任者であります上塚氏との契
約によりまして移民受入の全責任を負
つております。これらの方々はその現
地に受入機関を一本建てました時には
全部これに吸収するような考えであり
ます。又在外公館はもつぱら移民保護
の見地からこれらの現地受入責任者を
指導監督し、ブラジル政府に對しまし
て国内輸送費の負担とか、営農資金の
貸付、入植地における教育、衛生、公
共施設の供与等の外交折衝をし、これ
を承諾せしめております。これが御質
問の要点でございますが、最後に御質
問が松原移民のほうでございました
ね。

○野本吉吉君 よろしうございます。
結構です。
今の五万円以上携行ということ、
移民にとつては相当の負担ではないか
と思ひますが、移民のための各種の準
備、その他のために相当な費用もかか

りましようが、実情はどうでござい
しょうか。

○政府委員(広瀬節男君) 只今の和歌
山県の場合を見ても、村長初め一村
挙げて出ている所がありまして、中
には十萬円、二十萬円を持つておられ
方もございまして、皆先祖代々の家、財
産を売つて出ておられまして、私は現
に神戸にその方々を見送りましたが、
我々よりも遙かに立派な服装をしてお
りますし、立派な持物でちつともそう
いう点ではお困りになつていないよう
です。和歌山県などは殊に一族宛一
萬円ずつの餞別料を出しております。
そういう点で現在のところはこの五萬
円携帯することに對する難色はござい
ません。

○委員(小酒井義男君) ほかにあり
ますか。

○松原一彦君 今の五萬円携行はこれ
は見せかけといつたような意味があり
ますか。それとも概算五萬円くらいは
要するというわけなんですか。

○政府委員(広瀬節男君) 移民の人た
ちが船で現地の港に着きまして、早速
取りあへず要する金として五萬円を一般
外貨に代えて持つて行つてもいいま
す。差当り要する金として携行してら
つております。

○松原一彦君 船の中に五十日もおる
のですが、その間の小づかい等はこれ
のほかでございませう。

○政府委員(広瀬節男君) それは今の
携帯金とは別になります。中は日本銀
でございませう。

○松原一彦君 それらは皆自弁でござ
いますね。相当に金が要りますね。
○政府委員(広瀬節男君) 併し最も大
きな悩みは渡航費でございませう。これ

は家族五人といたしまして、一人で
したら十一萬円ですから五人家族で五
十萬円から六十萬くらい要するのでござ
いませうが、この渡航費が一番大きな問
題でございまして、今の五萬円はみん
な家の財産と金で持つて行かれる。今
のところこれが多過ぎる、これが堪え
られないという方々は今のところ
はありません。

○委員(小酒井義男君) それでは本
法律案に對する質疑がまだおありかと
思いますが、今日はこの程度で終りた
いと思ひます。御異議ございません
か。

○委員(小酒井義男君) 次に厚生省
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。御質疑を願ひます。

○竹下重次君 お尋ねいたします。人
口問題審議会というものは移民問題も審
議されるのですか。これはやつておら
れませんか。

○説明員(小山進次郎君) 広い意味で
は人口問題の中の一部として移民問題
をどういふふうに考へて行くべきであ
るか、移民問題について国はどうか
政策を持つべきであるかと、そういう
ような意味合においては移民問題も一
応討議の内容にいたす予定でございま
す。併し移民の実施方法というような
問題まではこの審議会では立ち入らな
い。かように考へております。

○野本吉吉君 従来館さん等がおやり
になつておりました人口問題研究会と
この人口問題に關する審議会というの
はどういふ關係にありますか。

○説明員(小山進次郎君) 人口問題研
究会というのは人口問題に關する民間

の研究機関でございませうが、御承知のよ
うに歴史も非常に古く、又人口問題に
つきましては我が国において商業的な
役割を會て果し、又現在におきまして
も人口問題の解決をいへる討議する
中心の団体になつております。その意
味におきまして、今日政府側が人口問
題にいへる取り組まなくちやならん
といつたような態勢をとるようになり
ました。これについては、このような研究会
が従来数回に亘つていへる政府側に
建議したり、或いは意見を申したりと
いうようなことが大きな影響を与えて
おります。そういうような關係でござ
います。

○野本吉吉君 將來設けられます人口
問題審議会においては、あの研究団体
といふものは主要な役割を果して行く
といふようなことになりませうか。

○説明員(小山進次郎君) 先ほど申上
げましたような意味におきまして、今
後も人口問題研究会がこの審議会の審
議にいろ／＼な意味で助力するといふ
ような關係があるだらうと思ひます。
それ以上には現在日本の人口問題に關
する研究をしてゐる殆んど大部分の人が
あの研究会に網羅されてゐるという意
味合におきまして、例えば人口問題に
關する學識のある人というやうなこと
になりますと、あの研究会に所屬し
ております人々の中から相当な人々
が御参加を願わなければならんだらう
といふように考へております。

○松原一彦君 予算が八十一萬七千円
となつておつて、この委員會の構成は
委員四十名、専門委員二十二名とある。
専門委員を二十二名も置いてやられ
るものとすれば、この予算は誠に微々
たるもので、どうにもならんように

思ひますが、月額にして七萬円ない
のであります。どういふふうな、これ
は人件費等は御覽になつておるのであ
りますか。お聞かせを願ひたい。

○説明員(小山進次郎君) 人口問題審
議会におきましていへる審議をしき
す場合に、一番必要なことは一人人口
問題の現状がどうなつてゐるか、人
口問題の問題の所在がどこにあるかと
いうことを先づ討議してきめて頂くこ
うなことでございませう。この意味にお
きまして、人口問題はいろ／＼論ぜら
れておりますけれども、人口問題の
問題の所在という点になりますと、必
ずしも意見が一致しておるわけではな
く、いろ／＼な意見の相違があると、
こゝういふ意味合におきまして先づ第一
段階において固めて頂かなければなら
ん問題はこの問題なのであります。こ
のような問題につきましては、従来
部分的に実施いたしました調査研究の
たぐいは相当あるのでございませう。特
に厚生省におきましては附屬機關とい
つたしまして人口問題研究所を持つてお
りまして、これは御承知の方が多いの
でございませうが、世界で人口問題に關
する國立の研究機關を持つております
のは日本とフランスだけでありませう
が、この研究機關がすでに十數年に亘り
まして人口現象についての研究を続け
ております。そのような研究機關にお
きまして研究結果を取りまとめ、又關
係各省がそれ／＼今まで研究してあり
ます研究資料を取まとめて討議し
て頂く、そういう意味合におきまして
この予算は決して十分な予算ではあり
ませんが、そういうたぐひの調査の上立つ
てこれを検討し、又そういう調査に現

われてゐる問題の所在をつかんで頂
く、こゝういふふうな考へ方にて組ん
であるわけでございませう。従つて調査
そのものの費用は關係各省の調査費等
に從來組まれて実施されておりました
ものが一応前提になると、こゝういふ
うな關係になつておりました、この予
算に組まれてあります委員手当等は
専ら委員の方々に御合點つていろい
ろ討議して頂くという場合の雜費、及
びなお審議會をやて行きます上にお
いて今までできてゐる資料をもう
一回まとめ直していろ／＼研究の際に
参考にして頂くといふやうな必要があ
りますので、そういうやうに組替へる
費用、そういうものが中心になつてお
りますので、こゝういふ少額な費用に
なつておる次第でございませう。

○松原一彦君 そうすると専任者とい
ふものはございませうか。

○説明員(小山進次郎君) 只今のこ
ろでは専任者といふものは置かないで、
専ら厚生省の職員、人口問題研究所の
職員等がその事務に當るといふことに
いたしてあります。

○松原一彦君 よくわかりました。併
しそれにしましては月額にして七萬円
に足らず、それは委員の手当に終り、
會議費は年額五萬円とある。こんなこ
とでやつて行けるのですか。

○説明員(小山進次郎君) やつて行け
ると、こゝう申上げなければならんわけ
なものであります。實際上の問題とし
ては恐らくこれだけでは足りなくて、
何らかの意味において厚生省から持出
しをしなければ相成るまいかと思つて
おります。ただこゝういふ少額が組ま
れておりますのは、會議費等につきま
してはそれ／＼予算上に一定の基準が

ございますので、それに予定された回数を付けるというようにことで組まれますので、会議費として認められるものがこれを出ることができなかったというふうな事情からこのような少額になつておるわけでございます。

○松原一彦君 その人口問題研究所は幾人くらいの人員で、どのくらいの予算がございませうか。

○説明員(小山進次郎君) 予算は年額にいたしまして、これは年によつて変わりますが、およそ千六百万円から八百万円の間を上下しております。人員は全部混ざりまして約四十名近くおります。

○松原一彦君 そうしてその研究所が基本になつて重要な問題の所在を確めて、それを審議会に移して審議して一つの方針をきめる。こういうわけなんです。そうしますと審議会というものはおおよそ年間何回くらい開かれるお見込みですか。

○説明員(小山進次郎君) この予算を組みました時は四月早々に発足いたす予定でございましたので、年間毎月一回と見て十二回開く予定で発足いたしましたのでございますが、いろいろな事情で遅れましたので成立いたしましたあと十二回開くことは非常に困難かと思つておりますが、できるだけ勉強して頂きますして、どうせこれは一年ではむずかしいことはわかつておりますけれども、一刻でも早く結論が出せるような体制に持つて行つて頂くようにいたしたい、かように考えております。

○松原一彦君 もう質問ありません。どうぞ御進行願います。

○竹下登次君 内閣総理大臣の諮問機関である人口問題審議会、これは今もあるわけなんですか。

○説明員(小山進次郎君) 現在ではございませぬ。

○竹下登次君 これはもう任務を果して必要がなくなつたからおやめになつたわけですか。

○説明員(小山進次郎君) 昭和二十四年の一応当時の情勢の下において、取りあへずこれだという意見を取りまとめて解散したわけでございませぬ。

○竹下登次君 それは今度の計画の委員四十名、専門委員二十二名で、これだけはずききまつたわけじゃないでしようが、大きい審議会を作るといふ前提の下に諮問機関はもうやめるといふことになつたわけですか。

○説明員(小山進次郎君) そういう次第ではなく、前の人口問題審議会は当時の情勢の下において、これでこの審議会としては一応解散しようといふことで解散になつたわけでございませぬ。

○竹下登次君 当時の情勢の下にといふのは、人口問題の研究の必要を今あるとお考えになつておるならば、その当時だつて厚生省としまして、その必要をお認めにならなかつたはずはないと思ひます。然るにもかかわらずおやめになつた。必要を要するとお認めになつたならば、この際又僅かの期間に問題を提起しになるのはおかしいと思ひます。何かその間に続きがあるんじゃないですか。

○説明員(小山進次郎君) 私の申し方が足りなかつたのでありますが、当時の審議会としてはいろいろ研究をいたした結果、人口収容力に関する建議と人口調整に関する建議という二つの建議をいたしまして、審議会といたしましては一応結論を出して、それで一応解散したと申します。より任務終りとして、自分たちとしては先づこれだけ結論を出しておくといいことで解散をされたわけでございます。このうち人口調整に関する建議はその方針にのつとりまして、現在の受胎調節の指導が行われておるわけでございませぬが、人口収容力に関する方はその後いろいろ又経済条件も變つて参つたりしてございまして、前の人口問題審議会の建議が必ずしも行われるというふうなことになるわけでもないわけでありませぬ。

○竹下登次君 諮問された審議会のほうから見れば、今お話のようなお答えができると思つておるんですが、そういう諮問機関を政府が作つて、そして二つの問題だけを諮問してあとを諮問しないでもう打切つたといふことについては、それは政府のほうの考えであつてその諮問機関の委員たちの考えではないわけだろと思ひます。人口問題について研究の必要が続いてあるというならばそのまゝにずっと続けておやりになるのが当然じゃないか。但し余りに規模が小さいからちよつと大きいものにしたいといふような考えがあつたならば、今度のようにもとはただの諮問機関であつたものが今度は法律でもつてきめるといふふうなふうに一つの發展上の解消をするというふうなことも考えられますけれども、ただ問題が職務をすませたからといふことじや、この後の問題の研究の必要性和関連して少し途中が切れてしまふんじゃないかと思ひます。初めから二つだけに問題を限定されての諮問機関にしておられたのかどうかその点はどうでしょう。

○説明員(小山進次郎君) この問題については政府側の考えとしてのことを申述べるのは私の立場上ではおこがましいことになりませぬので、ただ事実だけを申し上げますと、極めてひやかかな客観的な事実としては人口問題というのは一応議論してもどうもなかな議論がし易いけれども、一旦取組んでみるとなかな／＼もうまい工合に結論がまとまりかねるといふような事情がありましたので、恐らく審議会としては深入りして行くに結局日本の産業構造の問題まで触れて行かなくちやならん、それはどうもまだ／＼機が熟しなないと申しますか、構えとして十分じゃないといふたような考え方と申しますか、或いはもつとむしろはつきりするいつた事実が只今申上つていふところからいたしまして、先ず取りあへず人口問題の解決に向つて誰でも確実にそれだけやつたほうがいいといふことが言えることだけをまゝとめておいて政府に建議をしよう、それ以上の根本的な問題になるともう少しこれは時期も待つし、又構えも変えなくちやならんといふたような気持もあつてそれ以上の問題に取組むといふことを一応差控えられる、政府のほうもたま／＼然らば審議会はそうであるとしても政府自身が人口問題に非常な問題を感じ積極的に取組んで行くといふようには、当時経済条件その他が非常に動揺しておつて自信がない、もう少し根本的でない目の前の現象的な問題で片附けなくちやならん問題がある。こういうふうな事情からかた／＼事実としては戦後の審議会は一応それで終止符を打つて、ということが事実であつたと思ひます。

○竹下登次君 この各種の行政委員会などがやめられましたね、いつの国会でしたかたくさんやめられた、そのときの一つにやつぱりこれはなつていたんじゃないんですか。それと同時にやめられたんじゃないんですか。

○説明員(小山進次郎君) 時期としてはさうでございませぬけれども先廻りして申上げるようなことになるわけですが、非常な人口問題審議会といふのは大切な審議会であつてなほ今後継続してやつて行かなければならんといふような判断を当時の者がするといふような事情であります。なほたといふほかの審議会が整理されようと思ひます。これを本格的な審議会に直して行くといふふうになるべきが当然でございまして、そこまで行ききれなかつたといふのは諸般の情勢からまだそこまで取組む条件が熟していなかつたといふような事情に基いてこういうふうな申上げなくちやならんと思つております。

○竹下登次君 どうもこれは私の勘違いかもしれませんが、感じとしていたしましては端的に申しますと、ほかの委員会などがやめられた、諮問機関も大分整理された、そのときの一環だつたんじゃないか。それもよく私は証拠を持たないんですけれども、そういう感じがするのです。そのときに今の政府とは違ひますけれども、同じ吉田内閣時代です。その当時おつきあいがあつたかどうかはしれませんが、やめたといふことになる、又僅かの間にそれを復活するどころじやない、より以上の大きな組織にするといふ今度の提案、如何にもこの政府の考え方がふらふらしてゐる。政府は今言つたように第五次ですか、第四次吉田内閣であつたかもしれませぬけれども、何だか政府

の考え方がふら／＼するといふような感じが起つておるのです。私としてはその点をあなたから、あなたの御説明では政府の考えを代表しておつしやるのは少し私からお尋ねして御無理かと思つております。私としては政府委員として出て来られた以上は政府委員と同じ気持ちでおしやべりになつてゐるよう希望するのでありますけれども、まあ實際面からいいますと、そこまでは無理は申しません、あとの機会ですらうございまして、どなたからかそのいきさつをはつきり私どもの納得の行くように説明して頂きたいと思つております。

○説明員(小山進次郎君) 納得して頂けるかどうか疑問なのであります、ただ条件の違いといふことは私、確實に申し上げられると思つております。當時の問題としては移民といふことをこにも問題として持出して議論するにはまだ条件が熟しておりませんでした。然るに現在においては人口政策の一つとしての移民といふことをまともに取上げるようになって参つたわけでありませう。

もう一つ根本的な問題としては、日本の経済組織に内在している問題であります、農村地方における過剰人口といふ問題も当時の米価高と言いますか、特に農産物価格の騰等によりまして、その矛盾が必ずしもまだ當時は表に出きておらず、あたかも農業経済は一応あつた状態で行けるやうな姿を示しておつたわけでありませう、二十四年から今日の推移の中にやはりそういった日本の農業機構の持つております矛盾が次第に現われて参りまして、農村における過剰人口

といふことは今日非常にはつきりした形をとつて現われて参つております。現にこ二年來農村の次三男対策問題といふことが非常に論議されておる、今年から二、三男対策に対する問題の極く一部が農林省所管と建設省所管におきまして、それ／＼開発青年隊として現われて来るといふような工合に、人口問題という角度から見してもこれを議論する場合の基礎になる条件の現われ方において、やはりこの三年間に相当な違いが出て参つた。従つて昭和二十四年の當時におきましては勿論煙囪の土にはこいつたやうなことは当然目に映つておつたことでありませうけれども、万人ともに問題がそこにあるといふことはつきりした形では現象として現われておりません。それが三年たちますうちにこれは誰が見ましてもやはりそこに問題があるといふことがはつきり現われて来るやうになつた。そういうやうな事實に基きまして政府としては、今回やはり人口問題といふものにいよ／＼真正面から取組むといふ体制をとらなければならぬといふやうに考へて参つたといふのが、今回人口問題審議会を作らうといふ考へを持つに至つた理由でございます。

○竹下豐次君 とういふ人口問題が非常に困つてゐるといふことはもういふに負ける前からの話でありまして、農村の二、三男の問題は戦争前からの問題なんです。特にいくさになつてから、千を引上げて来て、六千万が八千万を超したといふことで人口問題が一層大切な問題になつて来たわけなんです。従つて従来は産児の調整とか何とかいふことは人道に恥じるとか何とか

いふやうに皆が考へておつて、それがくるつと變つてそれさへやかましく言わないやうになつて来ましたのは何もこ一、二年ぐらゐの前のことではない。もう戦争が済んだらすぐにその問題が盛んに取上げられた。だから今の説明は役所の一部分の人々の考へ方でありませう。国民全体の考へとしては人口問題を早く解決しなければならぬといふことはもうあの戦に敗れた當時から一番深刻な心配な問題です。これは私の見込が違つておるとすれば別ですけれども、私はそう思います。

そなたとすれば一応あつた審議をやめて、諮問機関、そうして又始めるといふときには、その實際の状況は變つて行つたといふことでもない限り、ちよつと御説明が無理じやないかと思ひます。これはあなたのお考へと私の考へとは見込が違ふのですから、何遍繰返しても同じことですから御答弁は要りませんが、もう少しよくお考へ下さいませうか、ほかの人でも結構ですから納得できるやうな御説明をあの機

会で結構ですから、一つその点を我々としては、委員会やその他の機関、政府の機関が多すぎる、人が多すぎる、それを減さなければいけないといふことは国民の世論であるから成るべく減すことのできることは整理してもら

いたたい希望を委員会としては持つておつたわけなんです。それが行われたその一端として現われた現象でこれがあつたとすれば、それは復活以上の大きなものになるやうな場合には、はつきりした理由の説明を願ひませんとちよつと困る。ただ私は人口問題の調査が不必要であるとかいふことを言つてゐるのじやないから、その点は誤

解のないやうにお願いしたいのです、が、それともどういふ程度でやつたらいいか、或いはもとの諮問機関の程度でいいのか、それも必要がないのか或いは人口問題研究所だけにそれをしつかり頼みすればそれでいいのかといふふうのこと、大いに研究の余地があるのじやないかと思ひ次第であります。

なお委員の四十名、それから専門委員の二十二名、これなどもやはり人の数においていろいろ議論があるだらうと思つと、一応それだけ申上げておきます。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。

それでは一つお尋ねしておきたいのですが、この四十名の委員の構成或いは任命の手續といふのはどういふやうになつておられますか。

○説明員(小山進次郎君) この四十名の任命、その他の手續につきましては厚生省設置法に基く政令で定めることになつておりますが、これは大体やはり参考資料に差上げてあります通り、委員は四十名以内といふことにいたしましたといふことで現在準備を進めております。

○委員長(小酒井義男君) そうしますと具体的にどういふ方法で依頼しようといふ具体案はないわけでございますか。

○説明員(小山進次郎君) 具体的にどういふところまではまだ固まつておりません。おおむねどういふ構想の方法といふ程度の準備でございます。

○委員長(小酒井義男君) 御質問ございませんか。

○竹下豐次君 五つの部門に分けるといふことになつておりますが、これはやつぱりそれ／＼専門の人を委員に嘱託し、又専門委員が二十二名、やつぱり五つの部門を標準として選定されることになるのですか、どうなるのですか。

○説明員(小山進次郎君) 仰せの通りでございます。

○竹下豐次君 委員と専門委員といふのはどう違ふのですか。どうせこういう問題の専門の知識を有する人が委員におなりになるのが大部分ではないかと思つたのです。そうでもないですか。

○説明員(小山進次郎君) 委員のかたはどちらかといふと、非常に展望の広い方をお願いする、それから専門委員はやや學者がつかつたかたをお願いする、こゝういふふうな取り違ひにするつもりでございます。

○竹下豐次君 そうするとその委員会は、四十人と二十二人を加えた六十二人でお聞きになるわけですか。決議権とか何とかいふやうなものは両方に違ひがあるわけですか。

○説明員(小山進次郎君) 総会は委員だけで開くといふ考へでおります。専門委員は専ら部会において参加をして頂く、それで部会における表決権とでも申しますか、そういう場合は委員のかたも専門委員のかたも同じく一票として行使して頂く、こゝういふふうになります。

○竹下豐次君 定員法の改正案のうちに入つてゐるのですか。

○専門員(杉田正三郎君) 関係ございません。

○委員長(小酒井義男君) それでは本法律案に対する質疑は次回に引続いて行うことに一応しておきまして、本日はこの程度でよろしくご退席しますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは次に青少年問題協議会設置法案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を続行いたします。

○竹下重次君 青少年問題協議会というのは現在もあるのですか。

○政府委員(江口見登留君) ござい

○竹下重次君 ありますね。これは衆議院やら参議院の決議もありまして、青少年の不良化防止に関する問題を研究する審議会であると思いますが、今度の審議会はやはりその範囲の審議会になりますか。それとももう少し広く文部省の関係の仕事、青少年の積極的な指導、教育というような問題も包含して広く取扱う審議会に組織が変るのではありませんか、その辺。

○政府委員(江口見登留君) 昭和二十四年の第五回におきます衆議院の決議は、青少年犯罪防止に関する決議となつております。それから参議院におきます分は、青少年不良化防止に関する決議となつております。その点は竹下先生のおっしゃる通りでございますが、その決議に基づきまして内閣に青少年問題対策協議会を設けるようになりましてから、いろいろと研究を進めて参りました結果といたしまして、昭和二十四年の両院におきますその決議の範囲を多少狭げまして、青少年の指導保護及び矯正に関する総合的政策を樹立して、その適正な実施を図る目的を以てその二十四年の六月に閣議決定

をいたしました。その線に沿つた協議会が今運営されておるのであります。が、その現状に即して今回法制化しようとするものでございます。

○竹下重次君 従来の審議会では省の分担で申しますと、法務省ですかの關係の仕事のみ、大体そうであつたのですね。多少文部省關係の人もタッチしておられたかも知れませんが、今度はその割合というわけにも行かすまいけれども、どちらか平等に取扱われるのか。これは文部省の關係の仕事も相当広い大きな仕事になるだろうと思ひます。青年会のことからいろいろな問題を入れますと、そういう範圍になるんですか。やはり法務省關係を中心にして多少文部省關係の意見も取入れるという程度のことになるんでし

ようか。その辺もう少し具体的に述べを願ひたい。

○政府委員(江口見登留君) 不良化防止或いは青少年の犯罪化防止と申しましても、やはりこれに關係いたします各省の仕事というものが非常に多いのでございまして、その字句からばかり見ますと法務省の關係が多いようでございますが、併し充足當時からも勿論法務省だけではなくて、やはり教育の面から文部省或いは労働の方面から労働省、或いは警察の面から警察というふうに、常に各省にまたがった仕事として総合的に研究して参つたものでございまして、従いましてその主管をどこにおくかという事で、比重が若し法務省的なものが大部分ならば、法務省に持つて行つていいたるゝ考えられましたものが、やはり時により所によつて比重というものがどこに固まるというわけに行かないから、内閣でこの総合調整

の仕事をしたらどうかということになりました。我々のほうでその連絡調整の仕事をお世話しておるわけでござい

ます。更に今回は多少そのほかにも考え方を広めまして、例えば關係各省から出て頂きます委員の数も前案に比べまして一人ふやしております。それらはやはり青少年問題を総合的に扱うということになれば、多少今まで申上げました官庁だけでは足りない。従いまして例えは今までそれほど直接には考へていませんでした農林行政を通じての青少年問題、青少年対策というやうなこともおろそかにはできないのではな

いかというやうなことが考へられて参りまして、その方面にまで青少年問題を開連付けてより措置をとりたいたいというふうな点にまで考へ方をおし延べて参つたやうな次第でござい

ます。○竹下重次君 この青少年問題協議会と申しますと、この言葉から判断して行きますと、犯罪防止及び不良化防止に關することだけでなく、青年の一般教育指導というやうなことも含まれるはずなんです。そこで私は疑問を持つたのは、この前の国会であつたと思つておられますが、資料を提供され

ました。頂いてみますと、法務省關係の資料のみといつていくらいにかたよつております。文部省關係の資料なん

というものは殆んど僅かしか、あつたかどうかという記憶もないくらいのこと

とで、殆んど法務省關係のことだけであつたやうにその資料から私は推察したので

です。これまでは私の運営のことについて私は詳細に存じておりま

せんが、資料から判断して私はやはりそういうふうな關係で消極的というわ

けではありませんが、犯罪或いは不良ということに關係するということに大

かた制限されていたのじやないかという

氣持を持つたわけですか。ところがま

あこつたやうなことに關心を持つており

ます。或る人の話を聞きましたところ

が、今度とは何となくかゝるやうな

ことではなくして、広い意味で文部省と

極く緊密な關係をとつて積極的な指導

をやつて行く構想であるということ、

これは政府の役人ではありません、は

かの人から聞いたのであります。まあ

そうなりますと非常に大きな範圍のこ

とでござい

ます。○政府委員(江口見登留君) 先般御覽

を頂きました資料といたしましては法

務省關係のものが多かつたところ言わ

れるのでございまして確かにそういう

傾向は強かつたと存じます。と申しま

すのは法務省關係がやはり一番数字と

申しますか、犯罪統計と申しますか、そ

ういふものは勿論警察を通じての話に

なるかと思ひますが、そういうものが

比較的作用が大きいのでござい

ます。職前はどうかあつたかというやうな数字

によつてその協議会が設けられ

ました。その目的にそつたやうな資料が出しやす

いのでござい

ます。○政府委員(江口見登留君) その通り

で結構と存じます。ただ決議の題目

は、衆議院におきましては青少年犯罪

防止の云々、参議院におきましては不

良化防止云々と題目がなつて

おります

○政府委員(江口見登留君) 青少年問題協議会の地方協議会と申しますか、都道府県分につきましてはもうすでに全部できております。今回その都道府

に相当の補助金を計上できることになりましたので、現在ありまして知事の任意でやることもできるわけでございますが、強制設置にしたいとは実は考

せんか。
○政府委員（江口見登留君） 正規に我
私の耳に聞えて参つたもののはございま
せん。

6 長官は、監察上の必要により、
力して、第二章第十二号に規定する業務について、書面により又は
実地に調査することができる。

する請願（第一二二九号）
一、傷い軍人の恩給復活に関する請願（第一三四五号）

第二二一六号 昭和二十八年六月十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 富山市神通町富山文化園内富山県遺家族及元軍人軍属生活擁護連盟内 森田範正外二千三百七十二名

紹介議員 館 哲二君

軍人恩給復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)第七項症増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)引き続き七年以上勤務したことの条件を削除すること、(六)恩給金庫を設ける等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二三三三号 昭和二十八年六月十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 茨城県土浦市前川町三二九 中村敏之介外千五百五十八名

紹介議員 菊田 七平君 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二二四八号 昭和二十八年六月二十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 名古屋市中区北鷹匠町三ノ二 大塚堅之助外七百三十七名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二二五四号 昭和二十八年六月二十日受理

軍人恩給復活に関する請願(四通)

請願者 和歌山県日高郡和田村 湯川忠一外千四百八名

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二二五五号 昭和二十八年六月二十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 千葉県匝瑳郡八日市場町 鈴木博量外二千四百三十二名

紹介議員 中山、壽彦君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二三四三三三号 昭和二十八年六月十二日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 宮崎市大字恒久二、一九一 金子篤外二千八百七十名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二三四四四号 昭和二十八年六月十二日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 千葉県館山市那古一、二九四 中村寛之助外三百四十九名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二三五六号 昭和二十八年六月二十二日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二〇六 藤沢一孝外百九十七名

紹介議員 松原 一彦君

第十五国会に提出された軍人恩給法は衆議院解散のため、不成立に終つたことは誠に遺憾であり、このため元軍関係の受給者の大部分は扶助料および恩給等が長期にわたつて支給停止を受け、ために、精神的にも、経済的にも悲惨な状態にあるから、今国会においては、恩給法を成立し、四月一日より支給するよう取り計らわれたいとの請願。

第二三五七号 昭和二十八年六月二十二日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 群馬県高崎市諸地町三八 野口俊太郎外九万五千五百九十一名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二三六八号 昭和二十八年六月二十二日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 愛知県岡崎市桂町文女一六 橋本勇松

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二四〇五号 昭和二十八年六月二十三日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 広島県市上畑町一八 岩崎素直外三名

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二四〇六号 昭和二十八年六月二十三日受理

軍人恩給復活に関する請願(二通)

請願者 千葉県夷隅郡長生町長者一八 石川角蔵外八十一名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二四〇七号 昭和二十八年六月二十三日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 岡山市石岡町六〇 岡山県恩給復活期成連盟岡山市支部内 中張敏一郎

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二四四三三三三号 昭和二十八年六月二十三日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一七九 鹿児島県恩給復活同志会内 伊木壮五郎外三万二千八百八十七名

紹介議員 井上 知治君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第二五四三三三三三号 昭和二十八年六月二十五日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 長野市飯田市江戸浜町上三、六二九 井阪政治外六百七十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二三五六号と同じである。

第二五四四四号 昭和二十八年六月二十五日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都北区上十条五ノ二〇 宮原昌法外四千七百八十三名

紹介議員 園 伊能君

この請願の趣旨は、第二三五六号と同じである。

第二二二九号 昭和二十八年六月十九日受理

港灣、通関行政の一元化に関する請願

請願者 鹿児島県議會議長 田中茂穂

紹介議員 井上 知治君

鹿児島県における諸港灣および貿易に關係する官公署の数は十指に余り、これらの所掌する職務とその権限は互に交渉するところが多く、同一の対象に対して数機関の権限が錯ち、あるいは一機関の権限の制限下におかれ、公務の能率は著しく阻害され、これらに対する諸手続も、その窓口が多岐にわたるため極めて不利不便をこうむつてゐる実状であるから、港灣行政と貿易手続に關する障害を排除する上からも、あるいは人員、施設の冗費節減の上からも早急に整理統合を図り、その有機的な運営の下に貿易の伸張を図ることが港灣ならびに通関業務の緊要事であると思われ、すみやかに行政の一元化を推進されたいとの請願。

第一三四五号 昭和二十八年六月二十
十二日受理

傷い軍人の恩給復活に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭

四一二 井上房行外六

十八名

紹介議員 松原 一彦君

傷い軍人の恩給復活に当つては、(一)増加恩給(原案)の年額表の備考に(特別項症は第一項症の金額にその十分の五以内を加えたものとす)とあるを「以内」を削除し「その十分の五」とすること、(二)増加恩給(原案)の六階級を撤廃し下級者の年額を上段(将官)の線に引き上げること等の修正を図らねたいとの請願。

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局